

波佐見町型鋳鉄製マンホールふた認定基準及び認定申請提出要領

1. 目的

波佐見町の公共下水道事業等において使用するマンホールふたを認定する場合の基準として規定する。

2. 認定基準

ふたの認定については製造工場ごとに申請し、下記の条件を満たすものとする。

- (1) (公社)日本下水道協会の認定工場で製作されたものであること。
- (2) 波佐見町長に認定申請書を提出し、その内容が適正と認められること。
(様式 1)
- (3) 官公庁発注工事の納入実績があること。(様式 2)
- (4) 波佐見町マンホールふた性能規定書に適合し、検査要領書に基づき波佐見町が行う製品検査に合格するか、または、公平性・中立性を確保できる第 3 者機関での検査を実施し検査報告書(状況写真添付)を添付すること。

3. 認定通知

認定基準に基づいて審査した結果は、速やかに申請者に通知するものとする。

(様式 3 , 4)

4. 認定期間

認定の有効期限は 5 ケ年とする。

5. 認定の更新

認定の更新については、認定期間内に申請を行った場合に限り、変更のない添付書類及び工場検査を省略することができる。

また、認定基準に基づいて審査した結果は、速やかに申請者に通知するものとする。

(様式 5)

6. 認定の取り消し

認定した製品(製造業者)において下記の事項が生じたときは、波佐見町の認定を取り消すものとする。(様式 6)

- (1) (公社)日本下水道協会の認定工場でなくなった場合
- (2) 認定申請の内容が履行されなかった場合
- (3) 不正や反社会的な事実が認められた場合
- (4) 自ら廃業又は認定の取り消しを申し出た場合

また、認定期間中の納入実績が著しく少ない製品は、認定の取り消しを行うことがある。

7. その他

- (1) 波佐見町は認定期間内において認定申請書の内容確認など、必要に応じ立ち入り検査を実施したり、書類の提出を求めたりすることができる。
- (2) 合格した製品の納入後であっても、波佐見町が検査の必要があると認めたときは、納入した製品の中から適時抜き取り検査を行うことができる。
- (3) 波佐見町が行う材質検査、製品検査及び立ち入り検査等に要する費用は、製造業者の負担とする。
- (4) 製造業者の納入実績報告を単年度ごとに作成し、翌年度の4月末までに提出するものとする。
- (5) この基準に疑義が生じた場合は、波佐見町の指示又は両者の協議によるものとする。

8. 提出書類

別表1 認定申請事務処理の流れにより提出書類は次のとおりとする。

【申請・更新】

提出書類はA4とし、ファイルに綴じて提出すること。

- ①認定申請書(様式1)
- ②納入実績報告書(様式2)
- ③緊急時連絡体制表(クレーム時・事故時・災害時等)
- ④製作図面
- ⑤日本産業規格表示制度認証書の写し
- ⑥(公社)日本下水道協会下水道用資器材製造工場認定書の写し
- ⑦品質管理体制表及び社内検査体制表
- ⑧その他波佐見町が必要と認めた書類

【検査報告】

検査報告書(状況写真添付)